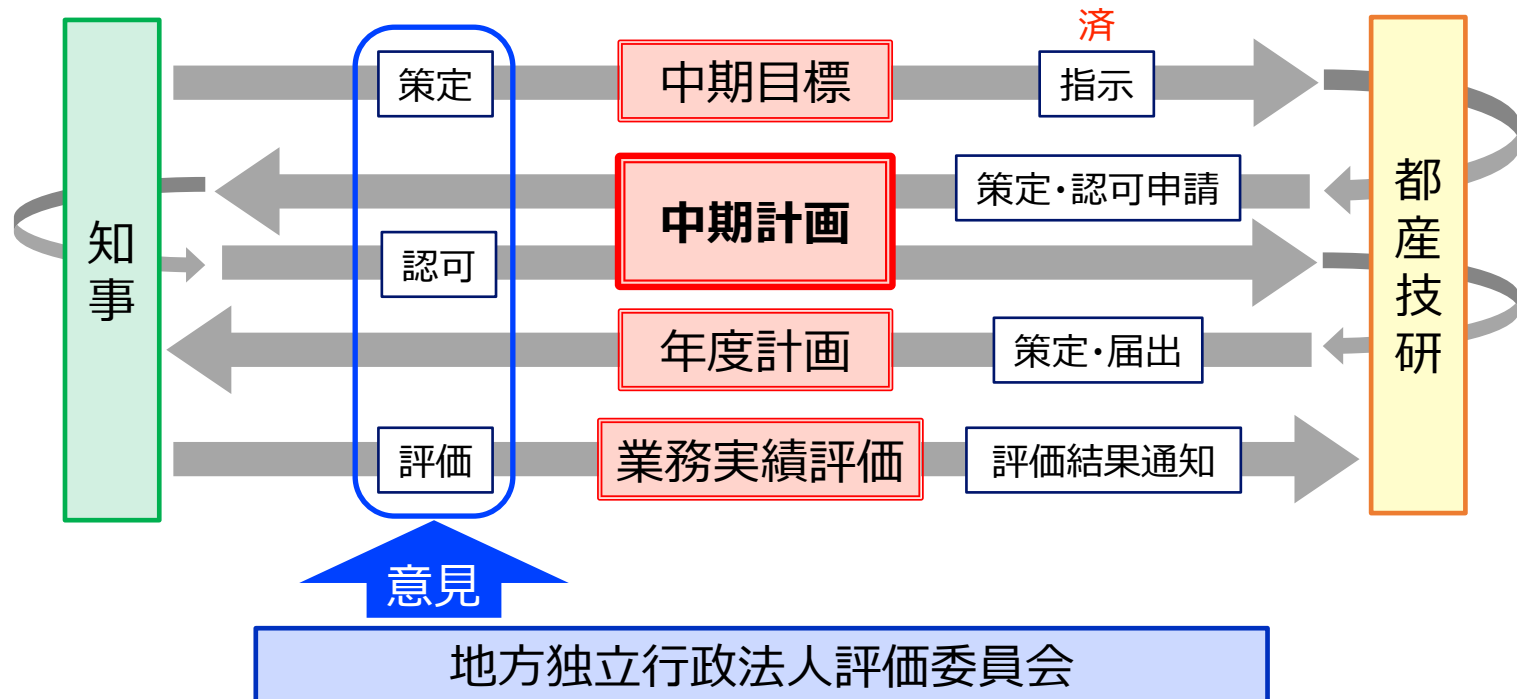


地方独立行政法人中期計画の策定手続きについて

中期計画とは

- 「**中期計画**」とは、設立団体の長（東京都知事）が策定し法人（都産技研）に「指示」を行った「中期目標」を受けて**法人が策定**する、「**当該中期目標を達成するための計画**」
- 都産技研は、作成した中期計画に対して、**知事の「認可」**を受ける。
- 知事は、中期計画を**認可する際**に、**地方独立行政法人評価委員会の意見を聴取**する。
- 都産技研は、認可を受けた中期計画に基づいて「**年度計画**」（毎事業年度の業務運営に関する計画）を作成し、知事に届け出た上で、計画的に業務を遂行する。
- 知事は、都産技研に対して、**評価委員会の意見を聴取**した上で、中期目標の達成に向けた**中期計画及び年度計画の実施状況**について「**業務実績評価**」を行う。



(参考) 根拠法令等

地方独立行政法人法

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

※前条第一項の指示＝設立団体から法人への中期目標の指示

東京都地方独立行政法人評価委員会条例

第二条 委員会は、法第十一条第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
一 法第二十六条第一項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可について知事に意見を述べること。
二 (略)

第六条 委員会は、専門的事項を分掌させるため、分科会を置くことができる
(第2項～第5項 省略)

6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱

第五条 東京都地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年東京都条例第百十八号）第六条第六項において規定する、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、別表のとおりとする。

別表（抜粋）

中期計画（公立大学法人に係るものを除く。）の作成・変更に対して知事が認可する際の意見